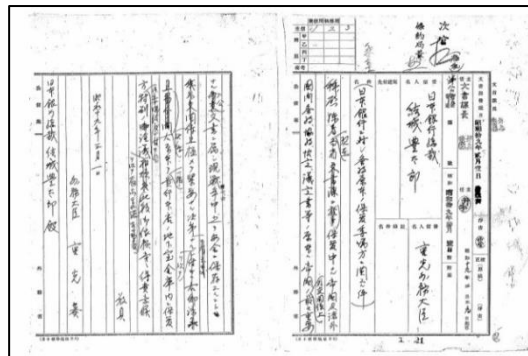


外務省文書の疎開・焼却・接收・返還

疎開といえば、学童疎開といった言葉を思い出されるかもしれませんが、戦火を逃れて避難したのは人ばかりではありません。文書も疎開したのです。戦前の文書が現在に残されるまでには、いくつもの困難と人々の努力がありました。それでは、外務省を例に、戦時下で文書がどのようにして疎開されたのかを見ていきましょう。

・重要文書の疎開

戦局が悪化しつつあった昭和19(1944)年3月、外務省では文書課記録書庫に保管していた条約原本を一括で、堅牢で安全な場所に移すこととなります。選ばれた先は、日本銀行本店の地下室金庫でした。【画像1】は、重光葵外務大臣が日本銀行の結城豊太郎総裁へ綴った依頼文の公信案(※注1)です。ここには「帝国/外交関係上最も重要ナル公文書ニ属シ、現戦争中之ヲ安全ニ保存スルコト極メテ緊要ナル次第」と記されており、外務省にとって他国との条約に関する文書がいかに重要で、それを戦火から守ることの緊要性が記されています。この公信は3月1日に送られ、その後、外務省から日本銀行に条約原本を収蔵したキャビネットが委託されました。



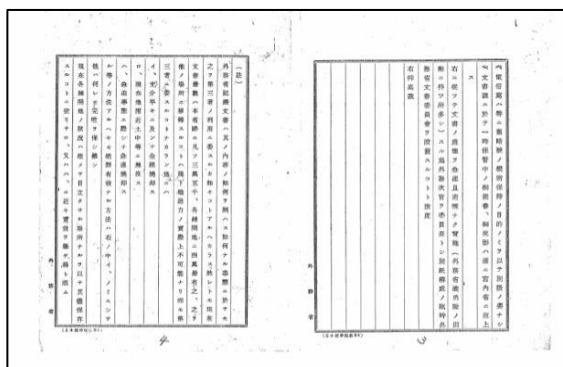
【画像1】件名: 2. 条約原本等疎開関係(日本銀行へ委嘱)、6
画像目、レファレンスコード: B12080780200

それから1ヶ月後の4月1日、今度は他の文書の疎開が決定します。疎開先には、埼玉県の新井銀行幸手支店所有倉庫及び同県南埼玉郡にある個人所有倉庫が選ばれました。その際、現在綴り込み中の記録と廃棄して差し支えないものについては省内の書庫に残置することにし、残る文書から重要度の高いものを選別した上で、昭和2(1927)年以降の新記録、次いで大正15(1926)年以前の旧記録というように時代ごとに区分をして、順次疎開することになりました。搬入作業は4月26日から5月20日まで実施され、当初は外務省文書の大部分を疎開する予定でしたが、最終的に疎開できた文書数は約3万3,000冊でした。これらの文書は疎開したために、戦災を免れることができたのです。

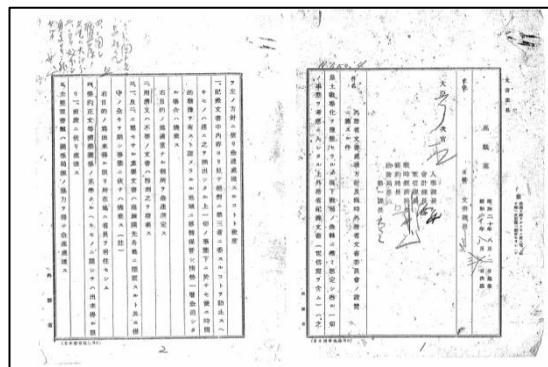
・戦災焼失と終戦直前焼却

外務省文書課保有の文書は、その一部を昭和17(1942)年1月8日の火災で焼失していましたが、戦災による焼失被害は火災時よりも遥かに甚大なものでした。昭和20(1945)年5月25日、外務省庁舎は空襲で全焼します。4階建書庫1棟のみが他の建物と離れていたため、火災を免れました。この時、庁舎に残されていた約2万冊もの文書が焼失してしまいました。

そして戦局がさらに悪化した8月2日、“記録文書中、絶対に第三者に委ねることを防止すべきものを摘出して移転保管し、情勢がいつそう緊迫した時には焼却すべし”とする文書処理方針が起案されます。この起案は、広島に原爆が投下された日の翌7日に省内にて決裁されました。【画像2-1】【画像2-2】は、その高裁案(※注2)です。これにより、昭和15(1940)年以降の文書で機密度が高いと認められる約8,000冊の公文書が焼却対象となり、8月10日から15日にかけて非常焼却が実施されました。こうした焼却は外務省のみならず、各省庁や地方行政組織でも実施されました。例えば陸海軍の場合、終戦時の徹底した機密文書の焼却により、重要記録の大部分が失われています。



【画像2-2】件名: 1. 一般及雑(含高裁案)、45 画像目



【画像2-1】件名: 1. 一般及雑(含高裁案)、44 画像目、レファレンスコード: B12080780100

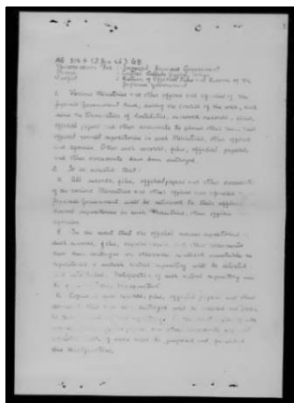
・GHQによる査閲と接收

昭和20(1945)年9月2日、日本政府代表と連合国の間で降伏文書の調印が行われると、日本は連合国軍最高司令官総司令部(GHQ)の占領下に入りました。同年11月上旬、GHQは残存文書の調査・閲覧を開始します。GHQのアースキン中佐は、同月6日から3日間にわたって外務省文書課長と会談し、外務省文書の疎開・焼失・焼却の仔細な情報を入手しました。会談終了の翌9日には、GHQ通信隊員代表者によって外務省の疎開各地の視察・巡回が実施されます。そして12月になると、埼玉県個人所有倉庫から13日、22日、24日の3回にわたって疎開文書の回収が他に先行して行われました。

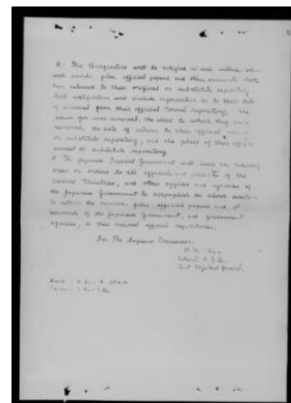
さらに昭和21(1946)年1月3日、GHQの指令によって、全ての疎開先にある公文書の復帰作業が開始されます。【画像3-1】【画像3-2】は、指令に関する覚書の一部です。復帰文書の査閲を担当したのは、日本の官庁文書及び刊行物の米陸海軍共管接收機関であるワシントン・ドキュメント・センター(WDC)でした。1月4日より各省庁、外務省へは1月15日からマックファーレン少佐率いるWDC先遣隊が来省し、文書の査閲を行いました。この時点では、外務省は単に査閲を受けるだけで、文書を押収されるとは考えていませんでした。

しかしながら、2月に入るとマンソン大佐署名の略式指令書が5日付で外務省に届きます。そこには、WDCが文書移動の権限を得て文書を接收するとともに、GHQにて保管する文書を日本政府は必要に応じて利用できる旨が記されていました。それから数日後の8日午前、前日に埼玉県疎開文書の査閲を行ったWDCのチェーズ大尉が来省し、文書43袋の即時引渡しを外務省に要求しました。これに対して外務省職員は目録作成のための時間を与えてくれるよう交渉し、翌9日午後1時半までに袋中の文書の目録を作成する同意を得ることに成功します。そのおかげで、なんとか引き渡し前までに、WDC担当官立ち会いのもと、被接收文書のリストを作成することが叶いました。これらの文書は郵船ビル内のWDC事務所に収納され、一部は市ヶ谷の極東国際軍事裁判所(旧陸軍士官学校講堂)に移されて、同裁判資料として使用されました。この中には対外関係の重要書類や俘虜関係書類、国際赤十字関係書類などが含まれており、査閲終了の後に返還されることを外務省は望みましたが、結局、それらの大半は米国へ渡ってしまいます。

こうした要請は昭和23(1948)年まで繰り返され、最終的には条約協定本書102通、記録ファイル757冊、調書類298冊、その他148冊の計1,305冊が接收されました。そこには、極東国際軍事裁判のために情報を収集していた国際検察局(IPS)やGHQ翻訳通訳部(ATIS)から文書提出を要求され、貸与という形で持ち出された文書も含まれます。他の官庁及び一部の都道府県の復帰文書も同様にGHQに提出され、査閲の後、相当な数が接收されました。



【画像3-1】件名:官庁公文書及記録復帰二関スル件 (AG314. 4
(3 Jan 46)GB)、3画像目、レファレンスコード:A15060079700



【画像3-2】件名:官庁公文書及記録復帰二関スル件 (AG314. 4
(3 Jan 46)GB)、4画像目

・再三の返還要求

外務省文書は昭和23(1948)年4月(正式な申入れは昭和24(1949)年9月)から返還要求が行われ、五月雨式にその一部が返還されています。昭和25(1950)年には、外務省文書のマイクロフィルム撮影をしていたGHQ外交局のグレン・W・ショー氏(元・大阪外語大学教授)の協力で、37冊の原本返還に成功します。そして昭和27(1952)年4月から翌28(1953)年3月までの間、6回にわたって米国大使館(サンフランシスコ講和条約発効前の初めの2回は各々GHQ外交局、ATIS)から外務省に文書返還がなされました。その数は、外務省における被接收文書総数の約半数にあたりました。

昭和29(1954)年10月には、米國務省から在米日本大使館に、極東国際軍事裁判における証拠文書51部及びアレキサンドリアの連邦記録センターで保管中の接收文書400数十箱を返還したいとの打診が来ます。これを受けた在米日本公使館は、同年12月に外務省文書10点を、翌30(1955)年1月に極東国際軍事裁判証拠文書及び他の外務省文書68点を米国より受領し、各々日本の外務省に送付しました。残る文書については

輸送費の負担問題により、すぐに受領することができませんでした。そこへ11月に外務省文書課長が渡米した際、随行事務官によって米國務省国有文書保管部フランコニア倉庫に被接收文書約7,000箱が格納されているのが確認されます。これらアレキサンドリアとフランコニアで保管されていた被接收文書の多くは、昭和33(1958)年に日本に一括返還されました。その点数は、陸海軍文書1万5,595点(※注3)、外務省文書133点を含む計約1万6,800点に及び、防衛庁防衛研修所戦史室(現・防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室)が受入先となりました(※注4)。

この後も日本政府が粘り強く米国に返還要求を続けた結果、昭和48(1973)年に内務省と陸海軍省を中心とする各省庁文書など約2,700点が返還され、それらは翌49(1974)年に国立公文書館に収蔵されました(※注5)。

以上見てきたとおり、我々が閲覧することのできる戦前期の史料群は、「疎開」→「焼却」→「接收」→「返還」といういくつかの過程を経て、現在に残されたのです(※注6)。

【注1】 公信は往信と来信に分けられ、大臣名もしくは次官名によって文書課から発送される文書を往信といいます。往信は担当官が起案した後、主管課長、主管局長を経て、次官や大臣の決裁を受けます。その文体には、宮内省関係、内閣関係及び各国大使宛等少数の例外を除き、電信文に準拠したものが用いられました。公信案及び電信案は、局課長によって添削が加えられます。この時、ペン・毛筆を用いて添削するよう通牒されていました。

【注2】 高裁案とは、省内において決議された文書で、閣議に提出される稟議書の原議を指します。

【注3】 その内訳は陸軍文書6,722点、海軍文書8,873点で、米軍が陸海軍省から接收した文書ばかりではなく、戦地部隊から押収して持ち帰った文書も含まれていました。

【注4】 昭和33(1958)年2月25日に米国政府機関によってボルチモアで船に積載された返還文書は、4月3日に防衛庁が横浜にて受領しました。その後、外務省文書133点は、8月5日に防衛庁から外務省に移管されました。

【注5】 外務省の未返還文書数は、昭和48(1973)年1月の集計で、条約協定本書41通、記録文書類556冊にのぼりました。この後、同年に返還され、翌年に国立公文書館に収蔵された返還文書の中に、それらは含まれていませんでした。

【注6】 本稿では文書のみを扱いましたが、図書も同様に、疎開・焼却・接收・返還それぞれの対象となりました。

【参考文献】

梅原康嗣「公文書の疎開と復帰」、『北の丸』第39号、国立公文書館、2006年。

小池聖一「外務省文書・外務省記録の生成過程」、『日本歴史』第584号、吉川弘文館、1997年。

原剛「陸海軍文書の焼却と残存」、『日本歴史』第598号、吉川弘文館、1998年。

広瀬順皓「国立公文書館所蔵 米国接收文書の概要」、『参考書誌研究』第37号、国立国会図書館、1990年。

【参考史料】

外務省外交史料館所蔵

「文書及図書類疎開関係雑纂」(N.1.0.0.4)

「連合軍による文書、図書の査閲接收並びに返還関係雑件」(N'.1.0.0.2)

「連合軍による文書、図書の査閲接收並びに返還関係雑件 外務省関係 第1巻～第3巻」(N'.1.0.0.2-1)

「連合軍による文書、図書の査閲接收並びに返還関係雑件 旧陸海軍関係 第1巻～第3巻」(N'.1.0.0.2-4)

「極東国際軍事裁判関係一件 検察団関係 資料要求関係」(D'.1.3.1.1-21-1)

「極東国際軍事裁判関係一件 検察団関係 文書返還関係」(D'.1.3.1.1-21-2)

「極東国際軍事裁判関係一件 本省・連調における裁判事務関係」(D'.1.3.1.1-24)

国立公文書館所蔵

「連合国総司令部覚書(一部)とその処置」([請求番号]本館-2A-040-00・資00060100)

<石本 理彩 (調査員)>